

部内限

基 発 第 7 0 号 平成11年2月17日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進 に関する基本方針について

一般労働条件の確保・改善対策については、従来から監督指導、集団指導等の各種行政 手法をもって推進してきたところであるが、我が国の経済社会が現在大きな構造変化に直 面し、大型企業倒産が相次ぐなど厳しい経済環境の中にあり、労働者を取り巻く労働環境 も厳しいものとなってきている。また、産業・就業構造等の変化や労働者の働き方、就業 意識の多様化も進んできている。このため、これらの状況に的確に対応した行政展開を図 ることが極めて重要となっていることにかんがみ、今後における一般労働条件の確保・改 善対策については、下記により積極的に推進することとするので、遺憾なきを期されたい。 なお、昭和63年3月24日付け基発第178号「当面の第3次産業に対する監督指導 等について」は、本通達をもって廃止する。

記

- 第1 一般労働条件を巡る状況と対応の方針
 - 1 労働基準行政を取り巻く状況
 - (1) 経済社会が大きな変化を遂げる中で、長引く景気の低迷の影響を受けて企業経営を取り巻く環境も厳しさを増している。このような状況の下で、労働者の労働条件に関しては賃金、労働時間等に係る労働条件の引下げがみられるほか、会社都合に

よる退職、解雇等が急速に増加しており、これらに関連した法定労働条件の履行確保上の問題等が増加することも懸念される。法定労働条件は、いかなる経済情勢下においても確保されるべきものであり、特に現下のような状況においては、労働者の労働条件の確保に関する関心も今まで以上に強いものとなっていることから、国民の期待に応えて法定労働条件の履行確保に努めることがますます重要となっている。

- (2) また、経済社会の変化に対応した主体的な働き方のルールづくり等の視点から労働基準法の改正が行われたところであるが、この円滑な施行を図ることを通じて労働者がその能力を十分に発揮するとともに安心して働くことのできる労働条件の整備を進めることが重要となっている。
- (3) さらに、工業的業種に比べ一般的に労働基準法等の遵法状況が悪く、かつ申告・相談が少なくないなどの状況がみられる非工業的業種に就労する労働者が全体の6割を超えている。また、派遣労働者等の新たな就業形態で働く労働者が増加しつつあり、この結果、労働条件上の問題は複雑かつ個別化する傾向が強くなっている状況もみられる。このため、非工業的業種に属する事業場や新たな雇用・就業形態に属する労働者をも対象とした対策の推進がますます重要となっている。

加えて、一般的に、労働条件上の問題について労使が自主的に協議、改善する能力を有し、労働条件の水準も高いと考えられる大企業においても、中には曖昧な労働時間管理に起因して恒常的な長時間労働、サービス残業、「過労死」等の問題を惹起させているものもみられ、このような大企業をも対象とした対策の推進も重要となっている。

(4) 一方、死亡・重大災害の防止等労働災害防止対策の推進が引き続き重要な状況に あることには変わりないものの、これまでの行政実績の積重ね等により全般的にみ ると安全衛生管理水準の向上が図られてきている中で、労働災害は、全国的には長 期的な減少傾向にあり、地域によっては顕著な減少もみられる状況にある。

2 基本的対応方針

以上のような状況を踏まえ、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働く ことができることを目指し、法定労働条件、中でもとりわけ基本的な労働条件の枠組 みの確立、労働時間管理の適正化、健康管理の徹底に関する事項の履行確保及びこれ らに密接に関連した労働条件の改善を図ることを主たる目的とした一般労働条件の確 保・改善対策(以下「本対策」という。)を、労働基準行政の重点対策の一つとして 位置付け、今まで以上に積極的に推進することとする。なお、その推進に当たっては、 特に次の点に留意しつつ、管内の行政需要に的確に対応した対策を展開し、着実に実 効をあげられるよう努める必要があること。

- (1) 行政運営上の本対策の位置付けについては、一般労働条件の確保・改善が重要度を増してきていること及び労働災害が長期的な減少傾向にあることなどの全国的な状況を踏まえつつ、一方では重篤な労働災害の防止対策そのものの重要性は何ら低下するものではないことをも踏まえ、管内の産業・就業構造、労働災害発生状況、遵法状況等の実情に応じ、労働災害防止対策等他の対策との関係も考慮して、的確なものとする必要があること。
- (2) 対象の選定については、これを的確に選定し重点的に推進する必要があるが、非工業的業種に属する事業場等をも対象として労働基準行政を展開することがますます重要になってきている状況をも踏まえつつ、管内の遵法状況等からみた問題点の所在、その問題点の軽重等を検討した上で、的確に実施すること。
- (3) 本対策に係る監督指導その他の行政手法の選択については、的確な手法を効果的 に組み合わせるなどその有機的連携を図る必要があること。この場合、一般労働条 件の確保・改善対策を進めるには、事業場が法令等を十分に理解し自主的に法定労 働条件等を遵守できる基盤を作ることが不可欠である。このため、本対策の対象と する事業場に対する法令等の周知状況を検討し、これが十分になされていないため 法令等の理解が不十分と判断されるものに対しては、まず法令等の内容を周知する ための対策を実施する必要があること。
- (4) 本対策は、これまでの行政実績等を踏まえ、対策の全体像を明確にし、中長期的 見通しを持った計画的なものとする必要があること。

第2 本対策推進に係る具体的対応

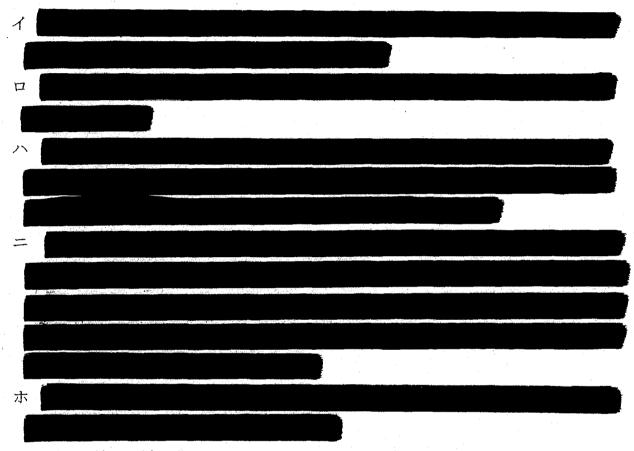
1 重点事項

本対策は、基本的な労働条件の枠組み及びそれらに関する管理体制を適正に確立させ、通常の企業運営の中においてこれを定着させていくことを主眼として進めるものであり、次の事項を重点(以下「重点事項」という。)として推進するものとする。しかしながら、重点事項以外の一般労働条件であっても、通常の企業運営の中にお

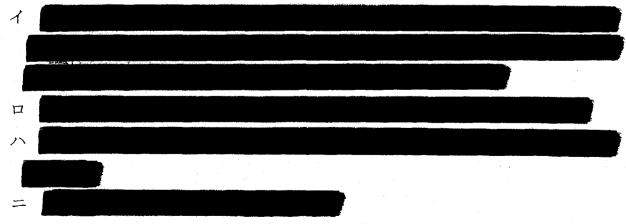
いて、その定着を図るべきことは当然であることから、必要に応じ、重点事項に準じて取り扱い、本対策を推進するものであること。

なお、企業の経営破綻等による賃金不払等は、いわば異常な企業運営の過程で生じる問題であり、本対策とは別に労働条件上の重要な問題として、引き続きその履行確保を徹底していく必要があることに留意すること。

(1) 基本的な労働条件の枠組みの確立



(2) 労働時間管理の適正化



(3) 健康管理の徹底



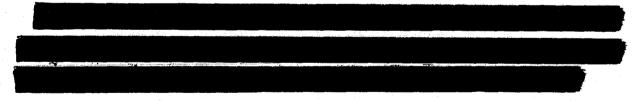
2 重点対象

本対策は、次の対象を重点(以下「重点対象」という。)として推進するものとすること。なお、これまでの指導実績等がない新分野の産業等であって、重点対象に該当するか否か必ずしもその実態が明確には把握されていないが、一定の問題点が存在する可能性が推測される業種等については、効率的・効果的な行政運営を図る観点から、いきなりこれを重点対象として取り上げることなく、推測される問題点の有無を的確な手法により確認した上で、重点対象に取り上げるか否かを決定する必要があること。

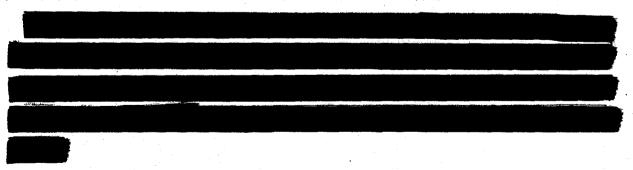
- (1) 重点事項に係る問題点が存在すると考えられる業種等
 - イ これまでの第3次産業対策等に基づく監督指導結果等からみて、引き続き重点 事項に係る問題点が存在すると考えられる業種等
 - ロ 申告・相談、届出、マスコミ報道等各種情報により、重点事項に係る問題点が 存在すると考えられる業種等であってイ以外のもの

なお、重点対象の把握に当たっては、業種、地域等固定的な概念に捕らわれることなく、 当該対象の属性によって柔軟に対象をとらえることにも留意すること。

(2) 重点事項に係る問題点が存在すると考えられる事業場



(3) 一般労働条件に係る問題点が存在すると考えられる事業場



3 行政手法の選択

本対策は、次により行政手法を的確に選択して推進するものとすること。

(1) 基本的考え方

各重点対象に係るこれまでの行政実績、重点対象の問題点、対象事業場数等を勘案の上、的確な行政手法を選択すること。この場合、前記第1の2の基本的対応方針の(3)に則り、例えば、これまで行政の重点対象として取り上げることが比較的少なかった小規模事業場を対象とする場合、又は改正された法令の遵守を図る場合などには、まず対象とする事業場を業種、地域等で集団的にとらえ、これらに対し十分な周知のための対策を講ずることを基本とすること。

なお、法令等の周知及び指導に当たっては、各種届出等の受付時の機会を利用した関連法令等の周知、指導が有効と考えられるので、この機会を積極的に活用することに留意すること。

(2) 重点対象に応じた行政手法の選択

イ 前記2の(1)のイの重点対象

当該対象については、これまで行政実績が一定程度積み重ねられてきている点を踏まえ、各局におけるこれまでの行政実績、対象の問題点等を勘案し、監督指導、集団指導、自主点検等適切な行政手法を的確に選択すること。

ロ 前記2の(1)のロの重点対象

当該対象については、当該業種等の問題点に着目して対象を選定しているため、個々の事業場の問題点が確認されているわけではなく、これまでの十分な行政実績もないので、原則として、まずこれら事業場を集団的にとらえた自主点検、集団指導等の集団的手法を選択し、必要な指導を行うとともに、
前記2の(1)の重点対象のうち小零細規模事業場を主たる構成員とする業種等

ニ 前記2の(2)及び(3)の重点対象

後記4の監督指導の重点対象に該当する事業場に対し、監督指導で対応するか、その他の行政手法で対応するかについては、当該問題点の軽重・緊急性のほか、 当該問題点が当該事業場に特有のものであるのか又は当該事業場が属する業種等 に共通するものであるのか等も考慮して検討し、その結果主眼監督の対象とする ことが適当であると考えられる事業場については監督指導をもって対応すること。 それ以外の事業場については、必要に応じ、同種の問題点が存在すると考えられる事業場を集団的に捉えて集団指導等を実施すること。

ホ 前記2前文のなお書きの対象

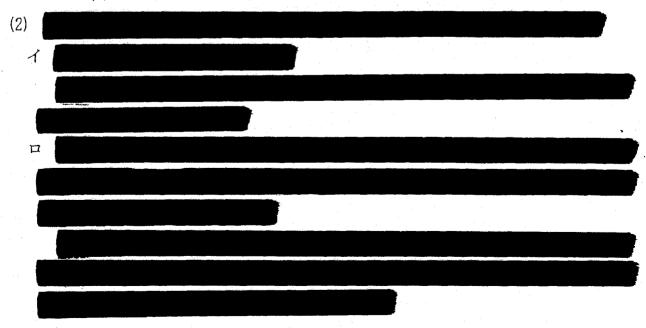
前記2前文のなお書きにより、重点対象として取り上げるかどうかを判断するための実態の確認は、できる限り効率的な手法によることとすること。

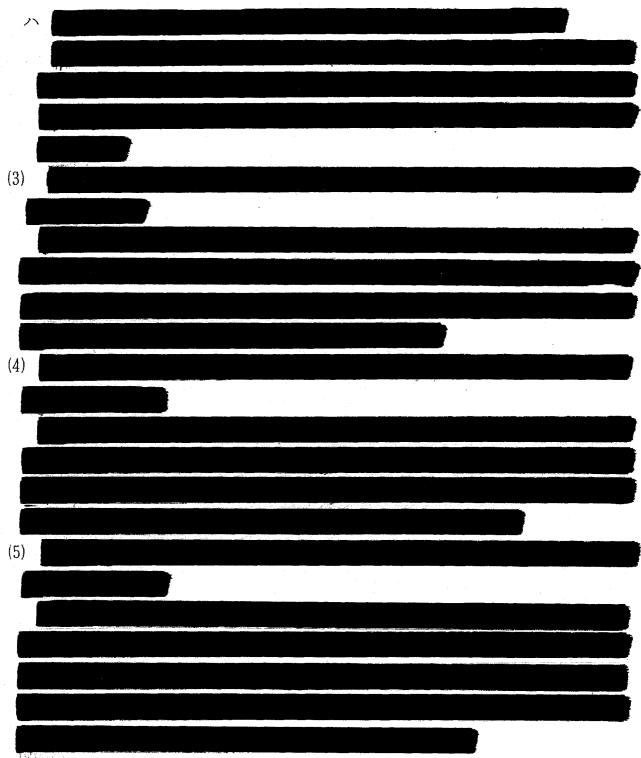
なお、このような実態把握を目的として調査的監督を実施する必要がある場合には、本監督があくまで事前の実態把握を主眼としたものであることに鑑み、対象数を絞り込むなど効率的な実施に配意するとともに、必ず当該監督指導結果の評価を組織的に行うこと。

4 監督指導の重点対象

前記2の本対策の重点対象のうち、次の事業場を監督指導の重点対象とし、前記3 で示したところに基づき、必要に応じ主眼監督を実施するものとする。

(1) 過去の監督指導実績等からみて重点事項に係る問題点があると考えられる前記第 2の2の(1)のイの業種等に属する事業場





5 中長期的な見通しをもった対応

本対策の重点対象の中には、事業場数が膨大なもの、あるいはこれまで行政の重点 対象として取り上げてこなかったこと等により、まず周知対策から実施するなど段階 的な対応が必要なものも含まれており、これらの重点対象への対応に当たっては、前 年度までの監督実績あるいは翌年度以降の対処方針との関連に十分な検討を加えた上、 単年度限りの計画策定に終始することなく、以下に留意して、中長期的な見通しをも った的確な監督指導計画を策定した上で、本対策を推進すること。

なお、各局独自で第3次産業等を対象とした労働条件対策を既に策定している場合には、これら既存の対策と本対策との整合性を検討し、見直しを加え、必要な修正を行うこと。

(1) 管内の実情、問題点の把握及び重点対象の選定

- イ 重点対象として取り上げるべきものは膨大かつ様々であると考えられることから、管内の実情全般を幅広く俯瞰し、各種情報等を基に、前記2の区分ごとに、 その対象となる業種等ごとの問題点を整理し、おおよその全体像を明らかにする こと。
- ロ その上で、一般労働条件の問題点の軽重・緊急性、これまでの監督指導結果等の行政実績、対象業種等又は対象事業場の経営環境・経営状況、保護対象となる労働者の労働条件の社会的水準とその問題点に対する社会的評価等を総合的に勘案して、重点対象とすべきものの整理・分析を行い、優先度を判断した上で、優先度の高いものから順次重点対象として選定し、当該重点対象に対する対策を明らかにすること。
- ハ 重点対象の選定に当たっては、業種別、規模別等の客観的、合理的基準により 行うとともに、中長期的な見通しをもって監督指導等を実施する場合には、各年 ごとに重点対象のうちどのようなものを対象とするのかその選定基準を明らかに すること。
- ニ 署ごとの産業・就業構造の実情、これまでの行政実績、遵法状況等により本対策に係る行政需要も署によっては相当の違いがある場合も考えられることから、必要に応じ重点対象ごとの重点署を指定することにも配慮すること。

(2) 局署の役割分担及び関係情報の連絡

局及び署が講ずる対策の役割分担と当該対策相互間の有機的連携を明確にすること。また、局が署の対策の推進に関連する業界に対し都道府県単位で指導を行った場合等には、その都度速やかにその情報を署に連絡すること。署においても同様に必要な情報を局へ連絡すること。

(3) 実施状況の把握と監督指導結果の評価

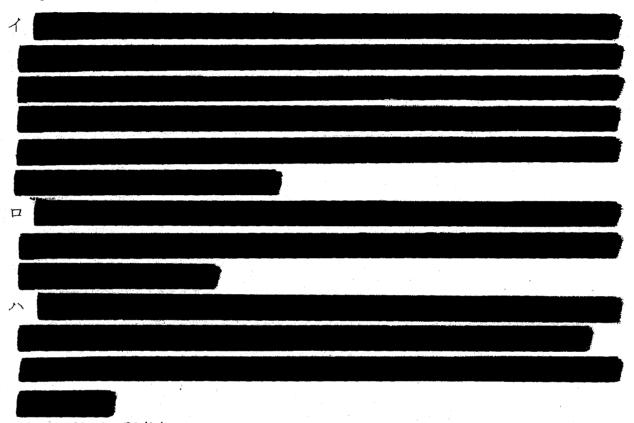
本対策の推進に当たっては、毎年その実施状況を把握、分析し、その評価を行うこと。なお、中長期的な見通しをもって対応すべきものについては、この評価を踏

まえ、次年度以降の対応に検討を加えること。

6 各種指導を実施する上での留意点

(1) 共通する留意点

本対策の推進に当たっては、対象の問題点等に応じた的確な指導を行う必要があるが、次の事項についてはできる限りあらゆる行政手法を通じてその徹底を期すること。



(2) 行政手法別の留意点

イ 業界団体等の自主的活動の促進

対象とすべき業種等に業界団体等が存在している場合には、当該団体自らが構成事業場の一般労働条件の確保・改善を進めることが重要であるので、このような観点から、当該団体の自主的活動を促進するための働きかけを行うことはもとより、対象とする業種等に業界団体等が組織されていない場合であっても、その業種等の実情を踏まえ、一般労働条件の確保・改善に取り組むことを目的とした自主的協議組織等の育成に努めること。

口 集団指導、自主点検

(イ) 集団指導は、可能な限り業種・業界、地域等のまとまりのあるものをとらえ 実施すること。

- (ロ) 対象の問題点の所在が不明確な場合には、まずもって自主点検を実施させ、 その点検結果を回収、分析することにより、問題点を把握した上で、これを基 に集団指導を実施することが効果的であること。
- (ハ) 労働基準協会、業界団体等に対し、一般労働条件の確保・改善に係る講習会 を計画的、継続的に開催するよう働きかけるなど関係団体と連携を図った対策 の推進を図ること。

ハ 啓発活動

対象に対する啓発指導については、業界紙を含む報道機関及び地方公共団体等 関係行政機関、労働基準協会等関係団体、その他の事業者団体等の発行する機関 誌・紙等を活用した広報活動に努めるなど積極的な取組を実施すること。

ニ 委託事業等各種支援事業の活用等

本対策に関連がある委託事業等各種支援事業を効果的に活用するとともに、当該事業の対象となっている団体等については、当該事業の実施状況を念頭に置いて、本対策の重点対象とするかどうか、重点対象とする場合には当該事業との関連を考慮し、どのような行政手法を選択するのが適切かを検討すること。

ホ 監督指導

- (4) 本対策への業務量配分については、管内の産業・就業構造の実情、労働災害 発生状況等に基づく労働災害防止対策等他の対策に対する行政需要との関係で 相対的に判断せざるを得ないことは当然であるが、基本的には重点対象として 選定した業種等全体に対し一定の波及的効果が期待できる程度のものとする必 要があること。
- (ロ) 監督指導を実施すべき事業場が多数ある場合における具体的な対象事業場の 選定については、一定の客観的な選定基準に基づき行うこと。この場合、公平 性の観点から、特に悪質又は重大な問題点が認められない限り、管内に多数の 事業場を擁する企業の事業場に対し集中して監督指導を実施することとならな いよう配意すること。